

りそな Net アンサー規約

第1条（本サービス・申込等）

- (1) りそな Net アンサーとは、りそなカード株式会社（以下「当社」といいます）が発行したクレジットカード（一部所定のカードを除く、以下「りそなカード《セゾン》」といいます）の会員が、パーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます）からインターネットを介して当社所定のウェブサイト（以下「ウェブサイト」といいます）にアクセスしたうえで当社所定の方法により依頼をした場合に、当社が提供するサービス（以下「本サービス」といいます）をいいます。
- (2) りそなカード《セゾン》会員のうち、本規約を承認のうえ、当社所定の方法により登録を申込み、当社が認めた方をりそな Net アンサー会員（以下「会員」といいます）とします。なお、お申込み時に、本サービス利用時に本人確認等のために使用するパスワード（以下「Net アンサーパスワード」といいます）をお届けいただきます。
- (3) 会員には ID（以下「Net アンサーID」といい、Net アンサーパスワードと総称して以下「Net アンサーID 等」といいます）を付与します。当社が Net アンサーID を通知したときに、申込人に会員資格が生じるものとします。
- (4) (2) の登録は、りそなカード《セゾン》ごとに行うものとします。

第2条（本サービスの内容）

- (1) 会員が利用できる本サービスの内容については、当社がウェブサイトにおいて別途掲示するものとします。
- (2) 本サービスの利用にあたり、会員は、本規約のほか当社が定める規定等（以下総称して「本規約等」といいます）を遵守するものとします。
- (3) 当社は、入力された Net アンサーID および Net アンサーパスワードの一致を確認することによって、会員本人による本サービスの利用とみなします。なお、本サービスの提供において、本人認証のためにその他の手続きを求める場合があります。
- (4) 当社が提供したりそなカード《セゾン》の利用履歴等が提供前後に行われた利用の結果を反映しないなどの理由で事実と相違していた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第3条（本人認証）

会員は、本人認証手続きに対応したオンライン加盟店においては、Net アンサーパスワードまたは当社が発行するワンタイムパスワードを入力する方法によりショッピングサービスを利用できるものとします。

第4条（提携先のサービス）

- (1) 会員は、本サービスのほか、当社が提携する第三者（以下「提携先」といいます）が提供するサービス（以下「提携先サービス」といいます）を利用することができます（一部のカードを除く）。その場合、会員は、本規約等のほか、提携先が定める規約等を遵守するものとします。
- (2) 当社は、提携先サービスの内容および提携先サービスの瑕疵または不備等について一切の責任を負いません。

第5条（環境）

会員は、自己の責任と負担において、本サービスおよび提携先サービスを利用するために必要な、端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約およびインターネット接続契約等を準備するものとします。

第6条（Net アンサーID 等）

- (1) Net アンサーID 等は、会員が善良な管理者の注意をもって使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりすることのないよう管理するものとします。Net アンサーID 等につき改変、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に故意または重過失がある場合は、その限りではないものとします。
- (2) 会員は、Net アンサーID もしくは Net アンサーパスワードの盗難等があった場合、Net アンサーID もしくは Net アンサーパスワードの失念があった場合、または、Net アンサーID もしくは Net アンサーパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨の連絡をするとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第7条（サービスの一時中断）

当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要および天災・災害・装置の故障等の事由により本サービスの提供を中断することがあります。

第8条（免責事項）

- (1) 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害および回線の不通等の障害等により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、もしくは、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 電話回線等の通信経路について盗聴等がなされたことにより、会員の Net アンサーID 等、または情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (3) 本サービスの提供にあたり、当社が Net アンサーID および Net アンサーパスワードの一致を確認のうえ取扱った場合、Net アンサーID、Net アンサーパスワードにつき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) 第 7 条の中断が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (5) その他本サービスを利用することによって生じたいかなる損害についても、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負いません。

第 9 条（変更の届出）

会員は、申込みの際に届出た内容に変更があった場合、速やかにその旨を当社が指定する方法により届出るものとします。

第 10 条（通知）

- (1) 本サービスの利用および本規約に基づく会員宛の諸通知は、会員が申出た E メールアドレスにその内容を発信したときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社からの諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフトなどの設定を行うものとします。
- (2) E メールの管理を行うプロバイダのコンピュータシステムの事故、または E メールアドレスの変更・廃止を行ったにもかかわらず第 9 条の変更の届出を行わなかった場合は、最終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信したときをもって到達したものとします。なお、本条第 1 項後段の設定を行わなかった場合も同様とします。

第 11 条（個人情報の取扱い等）

会員の個人情報の取扱いその他本規約等に定めのない事項については、りそなカード《セゾン》規約および個人情報の取扱いに関する同意条項等の諸規定に定めるとおりとします。

第 12 条（譲渡等の禁止）

会員は、本サービスを利用する地位または権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡、賃貸その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第 13 条（退会）

会員が本サービスの退会を希望するときは、当社が指定する方法により届出るものとします。退会登録の完了により、本サービスを利用することができなくなります。この場合、提携先サービスの提供を受けること（特典の付与を受けることまたは当社が付与するポイントへの特典の交換を含む）ができなくなることがあります。

第 14 条（資格喪失）

会員が下記各号のいずれかに該当した場合、当社は会員資格を喪失させることができるものとします。

- ①りそなカード《セゾン》の会員資格を喪失したとき。
- ②申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- ③本規約等に違反したとき。
- ④りそなカード《セゾン》規約に違反したとき。
- ⑤その他当社が不適当と判断する行為を行ったとき。

第 15 条（損害賠償）

本規約または本サービスに関して、利用者に損害が生じた場合でも、それが当社の故意または過失に基づく債務不履行または不法行為により生じた場合を除き、当社は一切責任を負わず、何らの補償を行いません。なお、当社が責任を負う場合でも、当社の故意または重過失に基づく債務不履行または不法行為により利用者に損害が生じた場合を除き、当社が負う責任の範囲は、利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られます。

第 16 条（変更・廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更または廃止することができるものとします。当社は、当該変更または廃止につき、本サービスの登録メールアドレスへの連絡または本サイトでの掲載その他当社所定の方法によりお知らせします。

第 17 条（本規約の変更等）

りそなカード《セゾン》規約第 21 条（本規約の変更等）の規定は本規約の変更について準用します。この場合において、りそなカード《セゾン》規約第 21 条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「りそな Net アンサー規約」と読替えるものとします。

第 18 条（準拠法）

本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 19 条（合意管轄）

本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2007 年 3 月改定

2010 年 3 月改定

2020 年 1 月改定

2021 年 1 月改定

2022 年 10 月改定

電磁的方法による通知に関する特則

第 1 条（目的）

本特則は、当社がりそな Net アンサー会員に対する諸通知を電磁的方法により行う場合の特則を定めたものです。

第 2 条（適用）

本特則は、りそな Net アンサー会員のうち、当社が指定するクレジットカード(以下「カード」といいます)の保有者（以下「カード会員」といいます）に適用されます。ただし、当該カード会員の一部については、本人が電磁的方法による通知を当社に申入れた場合に適用されるものとします。

第 3 条（電磁的方法による通知）

- (1) カード会員に対して当社がカードにかかる請求金額を通知する方法は、原則として、カード規約で定められる請求書に代えて、りそな Net アンサー（以下「Net アンサー」といいます）を通じて電磁的方法により通知する方法（以下「電磁的方法」といいます）によるものとします。
- (2) 前項のほか、当社がカード会員に対して以下の法令に基づく通知を行う場合も、電磁的方法で行うことを承諾していただきます。
 - ①貸金業法第 17 条第 1 項および第 6 項に基づく通知。
 - ②割賦販売法第 30 条の 2 の 3 第 1 項、第 2 項、第 3 項に基づく通知。
- (3) カード会員は、前項の電磁的方法による通知につき承諾している場合であっても、当社が会員に電子書面を通知した日から 3 ヶ月間は、前項各号にかかる書面の交付を当社に申出ることができます。

第 4 条（電磁的方法）

- (1) 当社は、電磁的方法による通知として、当社所定の日までに当社のサーバー内にカード会員に対する通知内容を記録し、カード会員がウェブサイトから Net アンサーを通じて、当社所定の方法に従い当社のサーバー内にアクセスする方法で、当該内容をお知らせいたします。
- (2) 第 1 項の場合、カード会員には当該通知内容を、カード会員のパソコン等の端末に記

録していただきます。

第 5 条（ファイルへの記録方式）

電磁的方法における当社サーバーのデータベースは PostgreSQL8.0 以上を使用いたします。

第 6 条（書面による方法への変更）

カード会員はいつでも、当社所定の方法で申出ることにより、通知方法を電磁的方法に代えて書面による送付の方法に変更することができます。

第 7 条（例外規定）

当社は以下の場合第 3 条に定める通知を、電磁的方法に代えて書面による送付の方法で行うものといたします。

- ①法令等によって書面による送付が必要とされる場合。
- ②請求金額に修正等がある場合。
- ③Net アンサーの会員資格を喪失した場合。
- ④その他、当社が必要と判断した場合。

2010 年 3 月改定

2021 年 1 月改定

2022 年 10 月改定